

## 「猛省を求める決議」についてのコメント

2016年5月16日

日本共産党神奈川県議団団長 井坂新哉

1. 16日、自民、公明、民進、県政、県進の5会派が共同提案した「日本共産党神奈川県議会議員団の議会運営に対し猛省を求める決議」が共産党の反対、神奈川ネット退席、5会派等の賛成多数で可決された。

この決議は、共産党県議団が未熟だからとして、県民から付与された代表質問を制限することを回避する代わりに持ち出されてきたものである。

決議は、3月22日に昨年来の事態について一応の收拾を見た後、わが党が本会議での討論で請願の一部の賛否の表明を訂正したこと及びわが党議員のブログの掲載内容が問題だとしたが、これらの問題が代表質問を制限することやわが党に猛省を求める決議を採択する必要があるかといえ、その必要は断じてないものである。

本会議の発言訂正は、討論終結前に行っており、議会運営への影響は最小限に抑えられた。ブログについても、是正し的確に処理されている。

2. 不適切な発言やミスは当然なくさなければならぬが、ミスをことさら、議会運営に支障をきたすとして重大な問題だとすることは、議員を不必要に委縮させることになり、やめるべきである。しかもこのような動きが代表質問に制限を加えることにつながれば、自由な発言を保障している議会制民主主義をないがしろにするものである。

3. しかもこの決議は「再度このような事態を招いたときは、交渉の権利を有する団体の立場を辞する覚悟を持って議会運営に臨むとともに」と記載し、代表質問に限らず、交渉会派としての権利をすべて制限することを暗に示していることは看過できない。「このような事態」とはどのような事態を指すのか、そして、それをだれが判断するのか、そのすべてを多数が恣意的に判断することになりかねないものである。

わが党議員団のミスだけを取り上げ、共産党議員団に対する権利の制約を狙うものであるなら、議会制民主主義に照らして許されない。

私たちはこういう多数が少数を数の力で抑え込もうとする動きには断固として抗議するものである。

日本共産党県議団は、県民と県議会に対しその責務をしっかりと果たすとともに、より一層開かれた議会をめざし、奮闘するものである。

以上